

浦安市バミントン協会会則

第 1 条 (名称)

本会は、浦安市バドミントン協会と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は会長宅、もしくは浦安市内の定められた場所に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、バドミントンを通じて、体位及び技術の向上と会員相互の親睦を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- A 各種競技会等の開催及び共催
- B 講習会等の開催
- C 体育に関し、体協等に対する意見具申、またはその施策に対する協力
- D 同じ目的を有する他の諸団体との連絡
- E その他、本会の目的に必要な事項

第 5 条 (会員)

本会の会員は、本会の趣旨に賛同し加盟する団体及び個人で浦安市に在宅、在勤、在学する者をもって構成する。

第 6 条 (加盟)

本会の加盟申請は、所定の申請書により会長に提出し理事会の承認を経て加盟できる。

第 7 条 (脱退)

会員は、第 5 条に掲げる資格を失った時、または本会の会員として不適当と認められた時は、理事会の承認を経て脱退させることができる。

第 8 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

A 会長	1 名	F 評議員	若干名
B 副会長	若干名	G 会計	2 名
C 理事長	1 名	H 書記	2 名
D 副理事長	1 名	I 監事	2 名
E 理事	若干名		

第 9 条 (役員を選出)

役員を選出は次の通りとする。

- 1. 会長、副会長、会計、書記、監事は評議員会において選出する。
- 1. 理事は、加盟団体より各団体2名選出する。
- 1. 理事長、副理事長は、理事の互選により選出する。
- 1. 評議員は、加盟団体より各団体2名選出する。
- 1. 会長は、顧問及び参与を委嘱することができる。

第 10 条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 1. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時、その職務を代理する。また、会長の命により会務執行の部門を担当する。
- 1. 理事長は、本会の業務を掌り理事会を主宰する。
- 1. 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時、その職務を代理する。
- 1. 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 1. 会計は、本会の会計を担当する。
- 1. 書記は、庶務に従事する。
- 1. 評議員は、各団体を代表し評議員会の審議にあたる。
- 1. 監事は、財務を監査する。
- 1. 顧問は会長の諮問に応ずる。
- 1. 参与は会議に出席して意見を述べる事ができる。

第 11 条 (役員の仕事)

- 1. 理事以外の役員の仕事は1期とする。なお、1期は2年とし、再任を妨げない。
- 2. 理事の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

第 12 条 (補欠役員)

1. 補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第 13 条 (監督)

1. 当協会に監督を男女1名置くこととする。

1) (選出)

会長の推薦により理事会の承認をもって決定する。

2) (任期)

監督の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

3) (監督の責務)

監督は、浦安市を代表する大会で、会長が委託したものについて、次の責務を負う。

① 代表選手の選考

② 選手団の強化練習の立案、実行及び指導

③ 大会において、メンバーの決定及び作戦指導

第 14 条 (会議)
本会の会議は、評議員会、理事会とする。

第 15 条 (招集と構成)

評議員会は、会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、評議員

会計、書記及び監事をもって構成する。

理事会は、会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計、書記をもって

構成する。

第 16 条 (評議員会)

評議員会は、予算、決算、事業計画その他本会の運営事項を決議する。

第 17 条 (理事会)

理事会は、評議員会の決議に従い、会務の執行を決議する。

第 18 条 (経費)

本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

1. 交付金及び補助金

1. 登録料

年額登録料 団体登録料 ----- 1000円

1. 寄付金

1. その他の収入金

個人登録料 ---個人会員--3000円

団体会員--1000円

第 19 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第 20 条 (会則の変更)

会則は、評議員会において定数の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

第 21 条 (会議の成立と議決)

会議は、定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。但し、同一議題について再開する時は、半数に満たなくても成立する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(付則)

1. 本会は、浦安市体育協会の加盟団体となる。

2. この会則は、昭和58年4月1日より施行する。

3. 改定 平成2年4月1日

4. 改定 平成8年4月6日

5. 改定 平成19年3月21日

6. 改定 平成21年3月29日

7. 改定 平成22年3月21日

8. 改定 平成28年3月27日

9. 改定 平成31年3月24日

10. 改定 令和5年6月11日